

2024年3月14日

高知県教育委員会

教育長 長岡 幹泰 様

高知県教職員組合

執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合

執行委員長 谷内 康浩

2024年春季要望書

日頃より、高知県の教育推進に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、学校現場では、この間も平均で過労死ラインを超える多忙な状態（2022 全教・勤務実態調査結果による）が続いている。その結果、病休者（特に精神疾患を理由とする者）の増加（下記の一覧表参照）や、長時間過密労働のブラック職場と敬遠されることによる教員志望者の減少などが起こっています。それが、代替教員未配置など「教育に穴が空く」状況を生みだしています。

年度	小中学校		県立高校		特別支援		合計	
	病休者	メンタル	病休者	メンタル	病休者	メンタル	病休者	メンタル
2016	128	55	38	13	25	6	191	74
2017	111	55	40	20	23	5	174	80
2018	115	54	34	17	23	8	172	79
2019	134	58	41	17	29	8	204	83
2020	160	76	37	18	24	9	221	103
2021	157	85	36	13	28	12	221	110
2022	159	104	35	19	22	11	216	134

【県教委提供資料より県教組で作成】

少なくとも、文科省や高知県教育委員会が定めている残業時間「月45時間以内」「年360時間以内」を守ることが出来るように、この多忙な状況を改善・解消に向けて緊急の施策を行うことは、高知県の子どもたちの教育を受ける権利を保障する上でもとても大切なことです。

こうした観点に立ち、以下の事を2024年春闘期に要望いたします。実現に向けて、誠実に検討していただきますよう、強く要望いたします。

記

1 多忙化の中、過労で精神疾患に追い込まれる教職員を減らすために、現場の多忙な状況を生み出している原因を排除するよう努力すること。

- ①すべての教職員の持ち時数が20時間以内になるように想定し、そこまで持ち時数を減らすことが出来るよう、県独自の加配措置や時間講師の配置などを行うこと。
- ②教職員定数増を国に要望していくこと。
- ③代替未配置が起こらないように、該当校や該当教職員に任せることなく、県教委の責任で代替教員を探すこと。
- ④代替配置が出来ない場合には、指導主事の緊急配置など緊急避難的な対策を行うこと。
- ⑤不登校対策の充実のために、加配措置の増員をはかること。
- ⑥S CやS S W等の1校あたりの在校時間を飛躍的に増加させること。当面、週の半分程度の時間をめざすこと。また、そのためにも、これら職員の正規化を進めること。
- ⑦年間総時数については、指導要領が示す時間を目安に各学校で設定するよう周知徹底すること。一方、県教委としての時数調査などは行わないこと。
- ⑧テスト対策で一定の時間を費やすことが常態化している県版学テは、行わないこと。
- ⑨全国学テは中止もしくは抽出にするよう国に提言すること。

2 残業時間「月45時間以内」「年間360時間以内」という指針を全教職員が守れるように、対策を講じること。

- ①管理職にこの趣旨を周知すること。その際、虚偽の申告を教職員に指示もしくは示唆することがないように十分に徹底すること。また、そのようなことを行う管理職については処分などもあり得ることを周知しておくこと。
- ②教育振興基本計画や教育大綱にこの指針を守る視点を明記し、県教委として責任を持った施策を実施すること。
- ③こうした指針を守るために施策などを協議する総括安全衛生委員会を、すべての県費負担教職員を視野に高知県として、県単位で設置すること。その委員会に、教職員組合代表を参加させること。

3 子どもたちと向き合う時間を削られる研修や報告文書について、緊急の対策を行うこと。

- ①県教委へ提出する報告書数を半数以下に減らすこと。
- ②研修に持参しなければならない提出文書を極力なくすこと。
- ③現場教員の多忙化に拍車を掛けている研修の数を減らし、参加については悉皆研修を極力行わないこと。
- ④学校訪問において、指導案作成などの強制や一方的な指導の押し付けはしないこと。また、その回数は減らすこと。
- ⑤初任研を始め、若年教職員に対する研修は、校外で行うものは日々の授業や学校行事に支障が出ないよう縮減し、学校現場で行うこととする。

4 健康に働く心身の状態を維持することができるよう、教職員の健康面の対応を充実させること。

- ①ストレスチェックなどを充実させ、いつでも受診できるように整えること。
- ②月あたりの残業時間が80時間以上の教職員への医師の面接指導を、県の施策として義

務化し実施すること。

③ハラスメント防止のために以下のことを具体化すること。

ア 現行の相談窓口が十分機能していないことに鑑み、被害者に寄り添う相談窓口を開設し、その周知徹底（ポスター化、全教職員への手紙での通知等）を図ること。

イ ハラスメント対策における管理職の責任を明確にし、必要な研修を実施すること。

ウ 管理主事、指導主事に対するハラスメントに関する研修を実施・充実すること。

エ 県立学校教職員への「ハラスメントアンケート」は回答方式の変更で回収率が下がっており、改善を行うこと。また、調査を公立学校全教職員に拡大すること。

オ 県教委が2023年7月に策定したハラスメント「対応マニュアル」を、「2事業」（教育実習生と臨時教員に対するハラスメント）の検証を踏まえ、抜本的に見直すこと。

④若年教職員に対する支援は、特定の指導教員が指導する体制よりその学校の全教職員でサポートする体制こそを充実するように改善すること。そのためにも、メンター制など初任者および若年層の指導・支援の在り方を根本から見直すこと。

5 学校現場を管理統制する施策を中止・見直しすること

①学校の独自性を尊重し、強制的な行事を行わせないこと。

②教育計画作成や校内研の在り方、国旗の掲揚方法・国歌の扱いなど、学校現場の自主性を守ること。また、子ども・教職員の思想・信条の自由を侵害することがないようにすること。

以上